

イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型） / （年2回決算型） 1月28日における基準価額の変動について

受益者向け資料
2020年1月29日

2020年1月28日、当社が運用する「イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（毎月決算型）」および「イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド（年2回決算型）」（以下、総称して「当ファンド」といいます）の基準価額が前営業日比で約3%の下落となりましたので、お知らせいたします。

ファンド名	1月28日 基準価額	1月27日 基準価額	前営業日比	騰落率
イーストスプリング・インド公益インフラ債券 ファンド（毎月決算型）	8,265円	8,535円	-270円	-3.16%
イーストスプリング・インド公益インフラ債券 ファンド（年2回決算型）	10,664円	11,013円	-349円	-3.17%

※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

基準価額下落の背景と今後の見通し

当ファンドが保有するボーダフォン・モバイル・サービス社債*（2020年7月10日償還、クーポン8.25%）の価格が大幅に下落したことが基準価額下落の主な要因です。

インドでは昨年10月24日に最高裁判所が、ボーダフォン・アイデア*など主要8社を含むモバイル通信事業者に対して、2020年1月23日を期限として政府に総額9,200億ルピー（約1兆4千億円相当）にのぼる過去分の巨額な電波料を支払うよう命じる判決を下しました。インドのモバイル通信事業者は、過去20年超にわたり電波料の支払いの算定根拠をめぐる政府と裁判を通じて争ってきましたが、最高裁判所は同判決で政府の請求を認め、各社からの判決見直しの嘆願も却下しています。1月23日の支払い期限を迎える中で、1月20日にはモバイル通信事業者から期限の延長など支払条件の猶予を求める嘆願が再度提出され、最高裁判所が受理しました。

ボーダフォン・モバイル・サービス社債の発行体であるボーダフォン・アイデアは、過去分の電波料などの累積として4,300億円相当の支払いを求められているとみられており、このような状況の中で一括での支払いを行った場合、資金繰りに大きな影響を受けることが懸念されています。このような懸念を背景に、現地格付け会社CRISILなどは1月24日に当該債券の現地格付けをBBに引き下げ、見通しをネガティブ（格下げ方向）としました。そのため当該債券の価格が大きく下落しました。

ボーダフォン・モバイル・サービス社債の今後の見通しとしては、期限の延長など支払条件の猶予を求める嘆願に対する最高裁判所の判断が当面は注目されます。当該債券は満期まで残存期間が6ヵ月を切っており、最高裁判所による支払期日の延長など適切な猶予条件が提示されれば、短期的な資金繰りなどの問題は回避され予定通りの償還が見込まれます。ただし、状況を注視しつつ、適切な価格で売却する機会も同時に見極める方針です。

*ボーダフォン・モバイル・サービス社債の発行体：ボーダフォン・アイデア

インドの携帯通信会社。2018年8月のボーダフォン・インドアとアイデア・セルラーの経営統合による存続会社として、過去に発行された社債を引き継いでおり、ボーダフォン・モバイル・サービス社債の発行体となっています。資本構成としては、英国ボーダフォン約44%、現地財閥のアディティヤ・ビルラ・グループが約28%。売上ではリライアンス・ジオ、バルティ・エアテルに次ぐ業界3位（資本構成および売上については、2019年9月末時点）。

※当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、情報提供を目的として作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、特定の金融商品の勧誘・販売等を目的とした販売用資料ではありません。※当資料は、信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。※当資料の内容は作成日時点のものであり、当社の見解および予想に基づく将来の見通しが含まれることがありますが、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。※当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。※当資料では、個別企業に言及することがありますが、当該企業の株式等について組入の保証や売買の推奨をするものではありません。※当社による事前の書面による同意無く、当資料の全部またはその一部を複製・転用並びに配布することはご遠慮ください。

英国ブルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるブルーデンシャル・アシユアランス社とは関係がありません。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第379号 / 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

200128 (06)

投資信託に係る費用について

投資信託では、一般的に次の手数料・費用をご負担いただきます。その料率は投資信託毎に異なりますので、詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。以下は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が設定・運用する全ての投資信託のうち、投資者のみなさまにご負担いただく各費用における最高の料率を記載しています。

- 購入時手数料〔**最高料率 3.85%（税込）**〕：投資信託の購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
- 信託財産留保額〔**最高料率 0.3%**〕：投資信託の換金時に直接ご負担いただくものです。
- 運用管理費用（信託報酬）〔**実質最高料率 年率2.035%（税込）**〕：純資産総額に対して一定の料率を、信託財産を通じ間接的にご負担いただくものです。
- その他の費用・手数料：信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等）、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても、信託財産を通じ間接的にご負担いただきます。

※その他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

※上記費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資信託のお申込みに関してご留意いただきたい事項

- 投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 過去の実績は、将来の運用成果を約束するものではありません。
- 投資信託は、株式、公社債等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ご購入時の価額を下回ることもあり、投資元本が保証されているものではありません。これらに伴うリスクおよび運用の結果生じる損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。
- ご購入の際は、あらかじめ販売会社がお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。